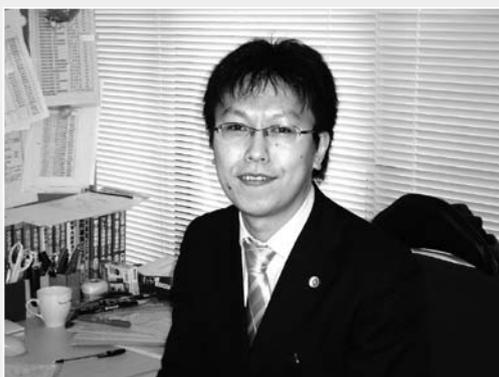


東と弁往來

第10回

東京パブリック法律事務所 ↔ 法テラス可児



会員 太田 晃弘 (57期)

平成16年10月、弁護士登録。東京弁護士会入会(57期)。平成18年12月、岐阜県弁護士会に登録替え。法テラスの常勤弁護士になる。平成19年6月、弁護士ゼロワン地区であった岐阜地方裁判所御高支部管内の法テラス可児法律事務所に着任。平成22年6月、東京弁護士会に登録替え。東京パブリック法律事務所にて活動中。

東京パブリック
法律事務所
(東京都豊島区)

法テラス可児
(岐阜県可児市)

1. 法テラスに赴任する前の当会での活動について教えてください。

公設事務所である東京パブリック法律事務所に約2年2か月在籍しました。この間、弁護士としての事件処理のみならず、公設事務所と地域との連携活動などについても学ばせていただきました。また、委員会では、民暴委員会や法教育委員会でお世話になりました。

2. 法テラス可児法律事務所では、どのような活動をしていましたか。

地元の国選事件の対応や法教育活動など、様々な取り組みをしたつもりですが、一番力を入れていたのが「連携」活動でした。これは、福祉事務所、地域包括支援センター、消費者センター、市町村福祉関係各課などと連携をして事案発見・事件解決するというものです。具体的には、障がいがあったり、病気で動けなかったり、といったいわゆる社会的弱者といわれる方々の案件について、福祉関係

を中心とする諸機関と連携して、事案の発見を行い、包括的な解決に導いていく、という活動をしていました。

3. その「連携」というものの内容をもう少し詳しく教えてください。

具体的事案からお話ししましょう。

「高齢者が入院したとたん、その年金を近隣住民が搾取するようになった。」「自己愛性人格障がいの方が、事業ができると思いきみ、銀行から多額の融資を受けて計画性のまったくない事業を始めたが、これが数日で頓挫した。」「末期ガン患者に借金があるが、身寄りがいないし、ご本人も入院していて動けない。」「独居高齢者宅から失火してしまった。」「統合失調症の方が消費者被害に遭い、その結果、家族との折り合いも悪くなってしまって孤立している。」「借金におわれて医療費を支払えず、糖尿病が悪化して失明した。」…

法テラス可児の事件は、こんな案件ばかりでした。

どの方々も、弁護士を使おうなんて発想をもっていないし、弁護士が使えるとも思っていない方々ばかりでした。中には、障がいのために、被害意識が極めて薄い方もいらっしゃいました。どれもこれも、法的援助が必要なのはもちろん、あわせて福祉的支援がなければ生活が立ちゆかないような事件でした。

そこで、法テラス可児では、福祉機関の方々から無料電話相談をいつでも受け付けることにしたり、福祉機関の方々と定期的な勉強会を開催したり、インフォーマルな飲み会・食事会を開いたり…と様々な工夫をしてみました。その結果、「移動費用すら支払えないほど困窮している案件」「コミュニケーションに困難がある案件」などといった困難案件であっても、福祉関係機関が、気兼ねなく、スムーズに弁護士へとつないでもらえるようになったと思っています。その結果、私の手持ち案件だけでも、障がい者案件が数十件、という状態が続きました。

4. 相談を待っているだけではなく、相談機関の側から要支援者に対してアクセスしていくことも大事だということですね。

はい。そのとおりだと思います。

福祉関係者の間では、「アウトリーチ」といって、「相談機関側から当事者へと手を伸ばし、社会資源を活用してもらうことが必要不可欠」との認識が共有されています。実際、優秀な福祉関係機関は、このアウトリーチを遂行するために相当の労力をさいています。この発想の背景には、「社会的弱者ほど、ひきこもったり、判断能力が低下していたり、情報から遮断されてしまったりして、適切に社会資源を活用できない」という経験則があります。

優秀なケースワーカーなどは、このことを十分に意識していて、「ケースワーカーでも、社会のほんの一部しか見えていないのだ。」ということを見出し、積極的に地域に出て行こうと努力されています。



そこで、法テラス可児では、このようなケースワーカーとタッグを組んで、積極的に社会的弱者の法的需要を取り込もうと工夫してみた、というわけです。

5. 東弁に帰られたら、どのような活動をしていきたいと考えていますか。

これまでいろいろと頑張ってきたつもりではありますが、残念ながら、可児では「連携格差」の問題が生じていました。つまり、連携できていたのは、ほんの一部の市町村の、さらにほんの一部の部署にすぎなかったのです。それでもあれだけの社会的弱者案件を受任しなければならなかったのですから、実際に眠ってしまっている社会的弱者の法的需要は、計り知れないのだと考えています。

東京では、出身事務所である東京パブリック法律事務所に戻ります。公設事務所としての特性を活かし、人口の約5～6%を占める障がい者や約22%を占める高齢者に対していかにしてアウトリーチをしていくかが第一の課題だと考えています。

また、社会的弱者の抱える生活課題は極めて複合的です。福祉関係はもちろんのこと、民暴、消費者、貧困、子ども、刑事弁護、外国人…といった複合的生活課題に取り組むべく、精進を重ねていきたいと思っています。当然、私一人の力では、とてもじゃないけど何ともならないので、弁護士魂にあふれた仲間とともに、協同・連携しながら活動をしていきたいと考えています。